

議案第5号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年3月2日提出

加西市長 中 川 暢 三

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年加西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年加西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

第17条の表第23条の項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(審議資料)

民間の労働時間水準にあわせ一日の労働時間を 8 時間から 7 時間 45 分とする人事院勧告を受け、国において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が制定されたことにあわせ、本市でも職員の労働時間を 7 時間 45 分とするべく関連する条例の改正を行うもの。

【改正する条例】

- ・一般職の職員の給与に関する条例
- ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・職員の育児休業等に関する条例